

平成24年8月20日

各位

有限会社タンチョウコーポレーション

消費税法等改正に伴う弊社管理物件の対応について

拝啓

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素はひとかたならぬ御愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ご承知のとおり、国会におきまして、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」が平成24年8月10日に可決、成立しました。(以下「消費税法等改正」とします。)

これにより、消費税等の税率が現行の5%(平成26年3月31日まで)から、平成26年4月1日より8%、平成27年10月1日より10%へ変更となります。

弊社が管理しております賃貸物件におきましては、消費税等の課税対象となっている物件と、消費税等の課税対象外の物件がございます。

そのため、今回の消費税法等改正に伴い、新規募集物件と既存契約物件につきまして、下記のとおり対応致しますので、何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1 消費税等の課税対象賃貸物件

弊社で管理しております消費税等の課税対象賃貸物件は以下のとおりです。

- ・ 店舗
- ・ 事務所
- ・ 駐車場

2 新規募集物件への対応(消費税等の課税対象賃貸物件のみが対象です。)

新規募集の際は、消費税法等の税率10%を考慮した賃貸条件を表記します。

賃貸借契約書の賃料等の欄には、消費税法等の税率10%の際の賃料等を表記します。ただし、特約条項で、平成26年3月31日までは現行の消費税法等の税率5%を反映した賃料を表記し、平成26年4月1日から平成27年9月30日までの賃料は消費税法等の税率8%を反映した賃料を表記します。

これにより、今回の段階的な消費税法等の税率変更に反映した金額となります。

3 既存契約物件への対応(消費税等の課税対象賃貸物件のみが対象です。)

物件ごとに異なりますので、決定しだい別途ご連絡する予定です。

以上